

## 30 「レオタウン高槻フォーリア」建築協定書

### （目的）

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく高槻市建築協定条例（昭和44年条例第49号）の規定に基づき、この協定の第5条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途、形態、構造、敷地、位置、意匠に関する基準を定め、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）に定めるところによる。

### （協定の名称）

第3条 この協定は、「レオタウン高槻フォーリア建築協定（以下「本協定」という。）と称する。

### （協定の締結）

第4条 本協定は、協定区域内の土地所有者及び建築物所有者を目的とする地上権者又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

### （協定区域）

第5条 本協定の区域は、別添図面に表示する区域とする。

### （建築物の基準）

第6条 協定区域内の建築物の用途、形態、構造、敷地、位置、意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- （1）建築物の用途は、第一種中高層住居専用地域に定める用途とする。
- （2）建築物の階数は、地階を除き2階以下とする。
- （3）敷地内の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとし、建築物等の色彩、形態、及び意匠は住宅地に調和するものでなければならない。
- （4）建築物の外壁の芯又はこれに代わる柱芯から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という）は、0.5メートル以上とする。

### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、認可公告のあった日から起算して10年とする。ただし、この協定の有効期間満了日の6ヶ月前までに、土地所有者等の過半数の廃止申し立てがない時は同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

### （建築基準の協議）

第8条 本協定区域内において、建築物及び附属建築物を建築しようとする場合は、当該工事に着手する前に、第9条に定める委員会（以下「委員会」という）に建築計画協議書を提出してその承認を受けなければならない。なお、法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出を要するものについては、それを提出するまでに委員会の承認を受けなければならない。

### （委員会）

第9条 本協定の運営に関する事項を処理するため、レオタウン高槻フォーリア建築協定委員会を設置し、次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
会計	1名

委員 若干名

- 2 委員は4条に規定する土地の所有者等の互選とする。なお、1区画の土地の共有者又は共同借地権者は、その内の1人を代表として選任する。
- 3 委員長は、委員の互選とし、本協定のための会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長、会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理できるものとする。
- 6 会計は、本協定の運営に関する経理事務を処理する。

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げないものとする。

(経費)

第11条 土地所有者等は、本協定の運営に必要な経費を負担しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 委員長は、第6条に違反した者(以下「違反者」という。)があったときは、委員会の決定に基づき、違反者に対して、工事施工停止を請求し、かつ文書を持って相当の猶予期間を設けて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、違反者は、遅滞なくこれに従わなければならない。
- 3 本協定の有効期間内における違反者に対する措置に関しては有効期間満了後もなお効力を有する。

(裁判所への提訴)

第13条 前項第1項に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、委員長は、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反建築物の除去を違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

- 2 前項の請求及び訴訟並びにこれらに関する一切の費用は、当該違反者の負担とする。

(土地所有者等の届出)

第14条 土地所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転し、若しくは、当該地上権及び賃借権を設定又は廃止しようとするときは、予め当該移転又は設定の相手方に本協定における義務の承継を告知するとともに、連名にてその旨を委員長に届けなければならない。

(協定の変更及び廃止)

第15条 本協定の内容を変更しようとするときは、土地所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、高槻市長に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 本協定を廃止しようとするときは、土地所有者等の過半数の合意を持ってその旨を定め高槻市長に申請してその許可を受けなければならない。

(効力の承認)

第16条 本協定は、認可公告のあった日以後において土地所有者等になった者に対してもその効力があるものとする。

(補足)

第17条 本協定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

(効力の発生)

本協定は、認可公告のあった日から起算して3年以内において特定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存在することのなった時から効力を発する。

注：この協定書は、HP 掲載用に作成したもので実際の協定書とは若干体裁が異なり、別紙区域図や別紙参照図等は掲載していません。必要な場合は審査指導課の窓口にて閲覧願います。

(経過措置)

委員会が設置されるまでの間、高橋開発株式会社又はこれにより選任されたものは、本協定における委員会の権限を有する。